

◎岡山県告示第六百号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十二条第二項の規定により、知事が指定する小型機船底びき網漁業の地方名称を次のとおり定め、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

小型機船底びき網漁業の地方名称

1 手繰第二種漁業

イ えびこぎ網漁業

ロ べいかこぎ網漁業

ハ あみこぎ網漁業

ニ なまここぎ網漁業

ホ 自家用餌料びき網漁業

2 手繰第三種漁業

イ えびけた網漁業

ロ 貝けた網漁業

ハ なまこけた網漁業

ニ そろばんこぎ網漁業

ホ 戦車こぎ網漁業

3 その他の小型機船底びき網漁業

イ 板びき網漁業